大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
辛島公一郎

市がモデル地域を指定

ごみ箱はポリ容器にかえる

市では来年十月大分市を市制施行記念日（十月一日）までに美しいまちにしようとの市民の一致協力のスローガンを掲げ自治委員、衛生組合長、婦人会代表者などの一部市民のみなさんの協力を得て「清掃美化運動」をすすめることになりました。

市清掃課ではすでに市の中心部にモデル町内やモデル地区を設定して、地区の人たちと話し合い、ごみ箱を撤去し、ポリエチレン製のごみ容器購入補助金の制度を設けて、町の美化をはかることにしています。（詳細は「補助金」の項参照）

道路上からごみ箱を撤去

ごみの収集方法をかえる

美化運動の第一は街路の清掃、道路上からごみ箱を撤去することです。鉄工石炭箱をごみ箱として使うことは、まるで、「はえ」の発生源の美観を損ねるばかりでなく、交通のじゃまにもなっています。

また道路上に置かれているコンクリート製のごみ箱は、さびが風のとき、いちいちかたづけを頼って自動車にあけなければならないので、時間的にも作業員の労力の面からみても不便極まりないものが多く、ごみ収集が遅れがちになっています。

こうしたことから清掃課では、衛生組合長の協力を願いして、手軽なポリエチレンの容器を使っている町内または一区域に対して、ごみ収集の日時と場所を前もって知らせておき、ごみ収集の日には指定の時間に一定の場所までごみの入ったポリ容器を持ってきてもらい、そこで市の作業員がポリ容器からごみを自動車にあける方法で、ごみ収集を早やくすることができます。またごみの収集地点もあまり遠くてはかえって不便となりますので、五世帯～二十世帯を標準に五十メートル以内にごみ収集自動車の停車地点を設けることにしています。

この定時持出収集は関係地区民の協力がなければできませんが、時間的にも労力の面からも無駄がなく、早やくごみを収集することができることから、先進都市では広く実施されている方法で、市内でも中央通り、若松通り、竹町、本町通りなど約三百世帯がこの方法をとっており「衛生的で便利だ」と喜ばれています。

ただ、ここで注意していただきたいことはポリ容器のごみ箱を従来のごみ箱の代用品と考えて雨さらし、日ざらし、外に放置している方がいるということです。ごみ箱をポリ容器に切り替えた趣旨を十分考えて、台所のすみや、ひさまにならない所に置き、収集のときだけ外に持ち出すようにしていただきたいものです。外に放置したままでは、強いポリ容器でもいたみかたがひどくなることはいうまでもありません。

なお市が指定したごみ箱撤去道路と清掃美化モデル町内は次のとおり。

△主要道路
・昭和通り　・中央通り　・商業通り　・外堀通り　・羽屋通り　・春日通り　・若松通り　・中島通り　・長浜通り　・東新町　・塩九丁通り　・千子町～堀川通り　・津留萩原国道　・その他市街地の主な通り。

△モデル地区
城崎町一～三丁目、無鹿町一～三丁目、府内町一～三丁目、長浜町一、二丁目、金池町一丁目、中央町一丁目、中島東三丁目、竹町、津留、田室、南春日町

写真＝ポリ容器によるごみの定時持出し収集

国体市民運動

清掃美化運動を実施

残飯類はビニール袋へ

どこの家庭でも残飯の処理にいつもお困りのことでしょう。養豚業者が回収してくれる町内は問題がありませんが、そうでない地域では残飯類は水分をきってビニール袋に入れ、口をしっかりしめてごみ箱に入れるようにしてください。ビニール袋は塵物を貰ったときに塵袋用に使ったもので結構です。そのままごみ箱に捨てるとはえが発生して非衛生的であるばかりでなく、ごみを回収する作業員にとっても大へんな仕事になります。また、庭や畑に埋めて自己処理する方は野犬が掘りかえすことのないよう深く掘って衛生的に処理し、近所に迷惑をかけないように注意してください。

河川はいつもきれいに

河川や空地、下水溝にごみを捨てるなどもってのほかです。やむを得ずごみを捨てるときは必ず焼却してください。

ポリ容器購入者に補助金

一世帯三百円まで

市では市が指定する地域内の一町内または一区域がそろってごみの定時持出収集を実施することを決めた場合、コンクリート製のごみ箱を撤去してポリエチレン製のごみ容器を購入する方に対してその購入費の一部を補助することにしました。ただし補助を受ける方は市にごみ収集処分の申込みをしている方に限られます。

補助金額はポリ容器購入費の三分の一以内で、一世帯、一事業所、アパート（必要に応じ全世帯）、寄宿舎、合宿舎に対し各一個分についてのみ補助することとし、最高補助額は三百円まで。補助金を受けたい町内または区域は自治委員か衛生組合長が代表者となって補助金申請書に必要事項を記入して市清掃課へ提出してください。補助金はごみの定時持出収集を開始し本後代表者に交付します。ポリ容器は町内または区域ごとに近くの店で購入して下さい。また補助金の交付期間は来年三月三十一日までに申請のあつたものに限られます。

なお市が指定する地域とは別項に記載したごみ箱撤去地域と清掃美化モデル町内のことをさすものです。くわしいことは市清掃課にお問い合せ下さい。

寄付のお礼

このたび大分市社会福祉協議会では次の方々から過分のご寄付をいただきました。紙上を通じ厚くお礼を申し上げます。

◇一般寄付
・篤志家寄付
中央町一丁目三番10　三和商店殿
・病気見舞返し寄付
東八幡四組　市原　勝美殿

◇香典返し寄付
中島東二丁目一の37　山口　功殿
大字竹下字北　内野　[illegible]
大字竹下字浜　加野　[illegible]
大字竹下字横塚　宇都宮[illegible]工殿
大字木上　角　[illegible]殿
大字口戸　高橋　定[illegible]殿
大字木上　[illegible]殿
大字森　[illegible]殿
下白木六組　[illegible]殿
大道二丁目二番12　[illegible]殿
大字千才仲西七組　[illegible]工業殿
大字竹下字横塚　高橋　定[illegible]殿
大字木上　[illegible]殿
大字口戸　角　[illegible]殿
大字木上　宇都宮[illegible]工殿
大字竹下字浜　加野　[illegible]殿
大字竹下字北　内野　[illegible]殿
三ケ田町五組　上田　正[illegible]殿
羽田九組　佐藤　律殿
豊町二丁目六番一　秋吉　正宣殿
大津　義人殿
村山十四生殿
[illegible]殿
[illegible]工業殿
[illegible]殿
[illegible]殿
[illegible]

公職選挙法が改正

参議院選挙から補充登録の手続きなどがかわる

近く参議院の全国選出議員と県選出議員の選挙が行なわれることになっています。

ことしの五月一日から公職選挙法が改正され、今回の参議院の通常選挙から、補充選挙人名簿の補充申し出の手続き、選挙人名簿の閲覧のやり方などがつぎのように かわりました。つぎのことをよく読んで、早めに手続きをすませ棄権することのないようにしてください。

補充登録申し出は公示前までに

選挙権のある人でも昨年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿か本年二月の市議会議員選挙のときに調整した補充選挙人名簿に名前がのってない人は投票できません。

これらの選挙人名簿に名前がのってない方は補充選挙人名簿に補充申し出をしなければなりません

いままでは選挙期間中に補充申請をすることになっていましたが今回の公職選挙法の改正で、参議院の通常選挙から、公示の日の前日までに補充申し出をした人で資格のある人だけ補充選挙人名簿にのせるようになりました。したがって、公示の日以降に補充申し出をした場合は、参議院の選挙には投票できないことになります。

つぎに該当する方は補充登録の申し出ができます、早めに手続きをすませてください。

◇補充登録申し出ができる人◇

1　選挙人名簿にのっていない人
昭和二十年二月十八日までに生れた人で昨年十一月十七日以前から引き続き大分市に住んでいる人で、昨年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿、本年二月十七日現在で調整した補充選挙人名簿に名前がのってない人。

2　新しく選挙権ができた人
昭和二十年二月十九日以降に生れ満二十才に達した人で、昨年の十一月十七日以前から引き続き大分市に居住している人。

3　新たに転入してきた人
昨年の十一月十八日以降大分市に転入し、引き続き居住している人で満二十才以上の人（ただし選挙公示の日の前三ケ月以降に転入した人は補充申し出はできても名簿にはのりません）。

◇補充申し出の手続き◇
市選管事務局または支所で所定の申し出書に記入の上、本人が提出してください。

選挙人名簿はいつでも閲覧できる

いままでは一定の期間に限って選挙人名簿を閲覧していましたが今回の公職選挙法の改正で、補充申し出をしようとする人は、本人が名簿にのっているかどうかいつでも閲覧することができるようになりました。閲覧を希望する方は職員に申し出てください。閲覧時間は市役所の執務時間中です。

産業公害

大規模な事前調査

ヘリコプターも出動

大気の汚染を調べる

五月二十四日から二十七日までの四日間、大分市で大規模な事前公害事前調査が行なわれます。

この事前調査は産業公害対策の一環として、通産省が産業公害対策を進めるために新産業都市に指定された三地区のうち、大分地区を選び、さらに、大分地区の調査の段階として、大気汚染の事前調査を行なうことになったものです。

大分市で行なわれる公害事前調査は、所定の規定にもとづいて、さらに大気汚染に関する調査をするためにあらかじめ、実地調査を行なうものです。

この事前調査は、産業公害対策の一環として、大気汚染の状況や拡散の状況を調査します。

調査方法は、ヘリコプターに発煙筒をぶらさげて、空中で打ち上げたパラシュートと発煙筒を切りさげたり、また、ヘリコプターから空中に煙を噴出して、煙の拡散の状況や拡散の状況を調査します。

この発煙実験は五月二十四日から二十七日までの三日間、午前、午後、夕方と一日に三回行なわれ、発煙筒は約二十分間、二百メートル以上も白煙を出します。この煙は、毒性のあるものではありませんが、かなり多量に出ますので、実験場所になる地元の方には大変ご迷惑をおかけすると思いますが、この実験の目的をご理解していただき、ご協力くださいますようお願いします。

なお、地上発煙実験はつぎの地区で行なわれる予定です。

○五号埋立地先端　○旧県庁附近　○広瀬橋周辺附近　○鶴羽橋周辺附近　○三号埋立地根元　○千才一帯　○明野団地一帯　○舟本一帯　○大津留一帯　○高田南一帯　○鶴崎駅附近　○家島橋周辺附近　○二号埋立地先端　○一号埋立地先端　○光吉一帯　○久土一帯　○坂ノ市中心部一帯　○大在横田一帯　○大在中学校附近

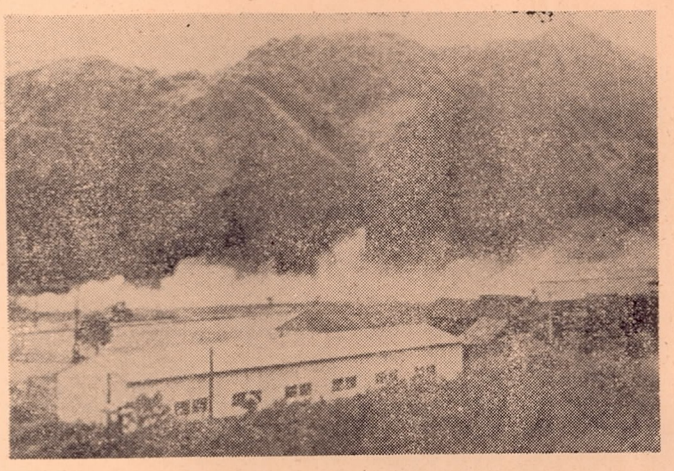

写真＝発煙筒をたいて煙の流れや拡散の状況調査

＝大分地区＝日本脳炎の予防接種

大分地区では昭和四十年一月三十一日までに生れた人を対象に日本脳炎の予防接種を行ないます。

該当者は五月二十日から三十一日までの間に市役所三階衛生課窓口で申し込んでください。接種は六月下旬の予定ですが決定次第本人あてにはがきで通知します。

接種料金	
初回	六才未満　二五〇円
追加	六才以上　八〇円
	四〇円

なくしていこう交通惨禍

歩行者の事故を絶滅

本年春の全国交通安全運動は五月十一日から十日間全国いっせいに展開されます。大分県ではこの運動を含めて特に五月中を「交通事故から県民を守る運動」月間として、人命尊重の見地から、交通事故防止の徹底、特に歩行者の交通事故絶滅を目標にこの運動を強力におしすすめます。

この運動を推進させるために

歩行者は

- 歩道を歩くこと。
- 道路の右側端を歩くこと。
- 手あげ運動の徹底。
- とまっている車の前後からとび出ない。
- 信号を正しく守る。

自転車は

- 一列で左側端を通行。
- 夜間は必らずライトをつける。
- 二人乗りをしない。
- 右折、左折は安全確認をし、正しく合図して行なう。

自動車は

- 運転者はキープレフトの原則を守ること。
- 酒酔い運転、無免許運転をしない。
- スピード違反をしない。
- 横断歩道前一旦停車の励行。
- 無理な追越しをしない。
- 車間距離を保つこと。
- 歩行者を見たら注意と降行。

以上のことをお互いに気をつけあって、この運動をより効果的なものとするため市民みなさんのご協力をお願いします。

大分市建設公社

稙田地区　下芹に団地を造成

大分市建設公社が行なっている稙田地区下芹住宅団地の造成工事が竣工にすすんでいます。

こんどの工事は大分市建設公社にとって二度目の事業で、工費約一億円で約一万八千平方メートル（約五千四百六十坪）の住宅団地を造成するもので、八月末には完成する予定です。

下芹住宅団地は市街地からバスで約二十分、小学校まで歩いて十分、中学校はすぐ前にあり日常生活にも非常に便利のよい所です。

この住宅団地が完成すれば、市営住宅三十戸を建設するほか、一部を分譲宅地として一般に売却することにしています。分譲の方法や価格等が決まりましたら市報でお知らせします

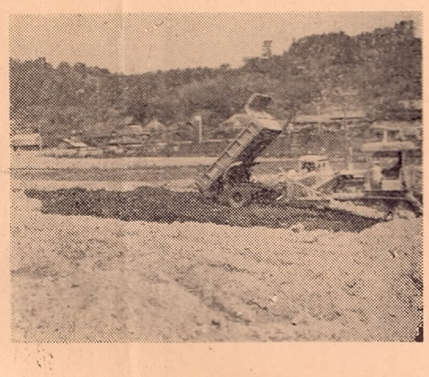

写真＝下芹の団地造成工事

八十八才以上に敬老年金

年六千円を支給

（おとしより）

四月から新しく、市内に在住する八十八才以上の高令の方へ、年額六千円の敬老年金を贈って、その長寿を祝福し、おとしよりの福祉増進を図ることになりました。

この敬老年金制度はいままで大分地区だけで実施してきたものですが、ことしから市内全地区の八十八才以上の方に差し上げることになったものです。

これに該当される方はつぎにより市社会課、支所民生課へ届けて下さい。

◇申請の手続き◇
本人または扶養義務者、同居人が所定の申請書を市社会課、支所民生課に提出してください。申請用紙は前記窓口に準備してあります。

◇受給資格◇
市内に引き続き一年以上住んでいる方で、ことしの四月一日は現在満八十八才以上の方。四月一日以降は満八十八才に達した月から資格ができます。

大空団地アパートの入居者を募集

県住宅協会は大空団地に建設中のアパート十四戸の入居者を十七日から二十二日まで募集します。家賃は八千二百円と九千九百五十円。詳細は同協会（県建築課内）へお問い合せ下さい。

孔版教室を開く

中央公民館では孔版（謄写版）の教室を五月三十日早前十時（毎週月曜開講十回連続実習）から同館二階で開きます。

受講希望者は住所、氏名と、テキストその他実費一百二十円をそえて中央公民館に申し込んでください。定員五十名に達したら締切ります。二十日から受付け、講師は山南仁治氏（春日プリント）、赤星光氏（赤星プリント）

窓口はこちらです

市民便利帳

市民課の巻　その3

住民登録

大分市に住所を有する人はみんな住民登録をしなければならないことになっています。住民登録の届出は次のとおりです。

◇転入届◇
他の市町村から大分市に住所を移した（引越をした）ときはその住所を定めた日から十四日以内にこの届出をしなくてはなりません

◇転居届◇
大分市の区域内で住所を変更した場合はこの届出をします。届出期間は転居の日から十四日以内です。

◇変更届◇
住民票に記載した事項について変更を生じたときにこの届をします。例えば世帯主が死亡その他によって代った場合の世帯主変更届住所の番号（または地番）が宅地の分筆や合併によって代った場合の変更届、その他住所の番号（または地番）が誤っていたのを正しく直すための変更届などです。届出期間は変更を生じた日から十四日以内です。

出生死亡の場合はどうなるか
出生や死亡など戸籍の届出があったときは、その届書にもとづいて、職権で当人の住民票に記載の消除、更正の処理をします。

◇国外移住届◇
国外に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ移住先を記載してこの届出をしなければなりません。

⊙住民票とは何か
昭和二十七年七月一日の一斉登録および他の市町村からの転入届によって、世帯を単位として、氏名、出生の年月日、男女別、世帯主との続柄、戸籍の表示（本籍と戸籍の筆頭者の氏名）住所を定めた年月日などを記載した住民登録簿によってできている台帳をいいます。

⊙届出人は誰か
転入、転居、変更、国外移住の各届出人は世帯主がします。その人ができないときはその人にかわって世帯を管理する人がします。またその人ができないときは本人から届出をすることになっています。

⊙届出について
届出用紙は市役所本庁、支所の窓口、各自治委員の宅にあります。届出については、大分市では各地区の自治委員の確認を受けてから本庁市民課または各支所、出張所に届出をしてください。

~~⊙住民登録の転入、転居の届と米の配給籍の異動は同時にする~~
~~市外から大分市に転入するときは前住所地から必らず転出証明書（米の配給籍）を受けてそれによって、自治委員のところで、いっしょに手続きをしてください。~~
~~市内で住所を異動したときは、配給籍と住民登録の転居届を同時にしてください。~~

⊙住民票の閲覧、謄本、証明書について
住民票の閲覧や謄本、抄本、住民票の記載事項証明は請求によって、誰でも見ることや交付を受けることができます。

手数料は次のとおり

閲覧	一回につき五〇円
謄本	一枚につき五〇円
抄本	一枚につき五〇円

資金融資を

経営改善資金　中小企業

申込みは5月末日まで

大分市では市内中小企業者の育成、振興のため昭和四十年度中小企業経営改善資金の融資申込みを次の要領で募集します

希望者は五月末日までに市商工課または各支所商工主管課へ申し込んでください。

◇貸付企業◇
貸付対象の企業として商業では物品販売業、サービス業（風俗営業と仲立業は除く）。工業では製造業を営むもの

◇貸付対象◇
①大分市内に住所を有する個人または法人企業で、申請のときまでに、引続き同一事業を市内で二年以上経営していること。
②市税を完納していること

◇貸付条件◇
①商業では店舗改装の資金
②工業では建物の増改築と機械器具の購入資金
③貸付額の限度は一企業三百万円以内
④貸付期間は五年以内、償還方法は年賦または割賦償還
⑤貸付利率は年七分五厘、県信用保証協会の保証付は六分五厘

◇指定金融機関◇
融資枠は三千万円以内、指定金融機関は大分銀行、豊和相互銀行、商工中金の三行のみ

◇申込用紙と添付書◇
用紙は市商工課または各支所商工主管課にある申込書を二通作成し、市税完納証明書一通を添付すること。